

令和3年第1回たつの市教育委員会臨時会議事日程

と き 令和3年1月14日（木） 午後5時  
ところ 新館4階大会議室

- 1 開会宣言
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 教育長諸報告
  - (1) 緊急事態宣言を受けての対応
    - ① 公立小中学校
    - ② 公立幼稚園、保育所、こども園
    - ③ 公共施設
    - ④ 放課後児童クラブ
- 4 閉会宣言

令和3年第1回たつの市教育委員会臨時会会議録

と き 令和3年1月14日(木) 午後5時  
ところ 市役所新館4階 大会議室

教育長

ただ今から、令和3年第1回たつの市教育委員会臨時会を開会します。

それではまず始めに、会議録署名委員の指名を行います。●●委員を指名します。よろしく  
お願いします。

なお、本日の臨時会の会議内容については、公開とさせていただきます。

それでは、教育長諸報告に入ります。

(1) 緊急事態宣言を受けての対応について、事務局説明願います。

< 事務局 資料に基づき説明 >

資料

- ・近畿2府1県を対象とする緊急事態宣言を踏まえた学校の対応について(令和3年1月14日付け市教育委員会通知)
- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた小学校中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について(令和3年1月8日付け文科省初等中等教育局長通知)

下記の施設の対応について、市ホームページを参照に、各担当部長、課長から説明

- ①公立小中学校
- ②公立幼稚園、保育所、こども園
- ③公共施設
- ④放課後児童クラブ

教育長

併せて、学校行事に関して、2月7日までの緊急事態宣言の期間までは、不要不急の学校行事は控えることを原則とします。しかし、小中学校の入学説明会は、1月下旬から2月上旬に行わないと間に合いませんので、感染対策をしっかりとした上で、開催するよう指示をしたところです。

委員

資料では「近畿2府1県」とありますが、市長メッセージには「7府県」とありますので、記載を修正された方がよろしいかと思えます。  
また、部活動についてですが、スポーツの種類によって、対応は異なるのですか。

教育長

「近畿2府1県」という記載については修正いたします。

事務局

部活動については、それぞれの種目団体から感染対策の周知依頼が来ていますので、各種目協会から通知されている内容を確認した上で対応していく予定です。

教育長

この通知文書に、各種目の協会等の指示を確認して対応するという内容を追加することとします。

委員

例えば、柔道はできるのですか。

事務局

柔道は、緊急事態宣言の間、柔道協会から練習禁止ということが通知されています。

委員

分かりました。

委員

児童生徒の家族に発熱等の症状がみられた場合は「登校しない」とありますが、一方、職員は「見合わせる」とあります。この違いの理由を教えてください。深い意味はないのでしょうか。また、根拠になる文書はあるのですか。

事務局 根拠になる文書は、文科省から出ている感染対策の（１）健康観察の徹底の中の「登校・出勤をさせないこと。」のところから、職員も「出勤しない」という文言に修正いたします。

委員 そうですね。了解しました。

委員 受験についてですが、緊急事態宣言の２月７日までに、小中学校が受験する予定はありますか。

事務局 中学校から高校を受験する場合は、この２月７日までは該当していません。ただ、私立の中学校への受験日については確認できておりません。

教育長 確か、中学校の方が早かったと思います。確認しておきます。

委員 児童生徒についても「２０時以降の不要不急の外出は控えること」となっていますが、西村大臣は２０時まで不要不急を控えることを発表されていきました。この文言のままでよいのでしょうか。

教育長 まずは、時間帯を問わず、不要不急の外出を控えることが大前提です。その中でも、土日平日２０時以降は特に外出を控えることということです。例えば、塾に行っている子もいると思いますので、２０時以降は自宅にいるよう働きかけをするということになります。当然、２０時まではどこに行っても良いということではありません。

委員 分かりました。

教育長 次に、公立幼稚園、保育所、こども園の対応について、何かご質問等はございませんか。

委員 今日の配布資料は小中学校の通知文書となっていますが、幼稚園、こども園への通知文書は別途出される予定ですか。

事務局 小中学校の通知を受けまして、園への内容に変更し、通知する予定です。

教育長 小中学校の保護者宛の通知について説明してください。

事務局 校長宛に通知するとともに、記載の中で保護者に周知する内容について、事務局側でひな型を作成し、各学校行事の情報も含め、保護者へ通知する予定です。

教育長 併せて、民間の園にも公立の園への通知文書を情報提供するのですか。

事務局 はい。参考としていただくよう提供する予定です。

教育長 他にご質問等はございませんか。  
それでは、次に、社会教育施設について、ご質問等はございませんか。

教育長 各施設においては、閉館時間を早めることとしていますが、それ以外の対策はありますか。

事務局 文化ホールについては閉館時間を早めるほか、この度の緊急事態宣言を受けて、緩和されました定員の規制を、明日から半分に減らして対応することとします。  
また、２月７日に予定している「たつので生まれた童謡歌唱コンクール」は、合唱の部においてステージ上で感染が拡散する恐れがありますので、この度、文科省の通知を受けたことから、中止することを決めました。

委員 使用者が申し込まれる際に、注意事項等を守られるかという審査はされるのですか。

事務局 スポーツについては、各種目の協会から通知が出ていますので、その内容を理解していただ

くこととなります。

委員 感染症拡大防止に対して、それぞれが十分に自覚をもって活動していただきたいと思います。

委員 施設の開館時間が短縮となりますが、使用料の取扱いについて教えてください。

事務局 料金につきましては、特に変更はしていません。

委員 学校の体育館等はどうなりますか。

事務局 学校の体育館の使用時間も、通常21時30分までであったのが、20時までとなります。区分は、1回あたり17時から21時30分の使用料をいただいているところです。時間的には短くなりますが、使用料は減額せず、そのままの料金とさせていただきます。

委員 分かりました。

教育長 次に、放課後児童クラブについて、何かご質問等はありませんか。  
なお、放課後児童クラブの臨時休業については、学校の臨時休業がその状況に応じて休業の範囲を判断していくこととしていますので、それに準じて、放課後児童クラブにおいても同様の対応をしていくこととします。  
全体を通して何かご質問はありませんか。

委員 直接教育委員会には関係ないのですが、今後、ワクチン接種が始まると聞いています。教育現場に従事されている職員に対して、ワクチン接種の必要性をどう考え、どう対応されるのか、市として、考えていただきたいと思います。法律を整備しないと強制はできないと思いますが、どの程度接種を推奨していくのか、検討していただきたいと思います。

教育長 今後、本部会議で検討していきたいと思います。

他にご質問がないようですので、これをもちまして、令和3年第1回教育委員会臨時会を終了します。

午後5時40分終了

出席者

教育長	横山 一郎
委員	七條 祐正
委員	松尾 壯典
委員	喜多 敦子
教育管理部長	富井 俊則
教育事業部長	山根 洋二
教育管理部参事(兼)学校教育課長	山田 晴人
教育事業部参事(兼)人権教育推進課長	圓田 元彦
教育総務課長	三木 康弘
教育環境整備課長	正田 晴彦
幼児教育課長	田中 彰人
社会教育課長	神尾 俊輝
歴史文化財課長	義則 敏彦
体育振興課長	倉元 竜也
社会教育課主幹	喜多村 玲